19．救命措置器（AED）購入に対する助成　申請方法／郵送

自動体外式除細動器（AED）を購入した事業所に購入金額の一部を助成します。

助成内容：購入金額の 3 分の 2（税抜き）を助成します。設置料、個人での購入、振込手数料は助成の対象外です。予算の都合上、1 事業所年 1 台を限度とします。

申請方法：「様式 3」AED 購入助成金交付申請書に領収書のコピー（料金内訳の記載が必要）を添付し、共済会事務局まで郵送してください。
（メール・FAX の申請不可）
※「様式 3」は www.hckenpo.jp/kyosai_info/よりダウンロードできます。

助成金交付：申請を受理してから記載内容に不備等がなければ 1 カ月以内に申請者指定の口座に振り込まれます。

申請期限：2026 年 3 月 31 日共済会事務局必着